

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 1 6 日

各 学 校 長 様

四 万 十 町 教 育 長

(公印省略)

臨時的任用教職員の年次有給休暇の繰り越しについて

上記について、各学校で勤務されている臨時的任用教職員の年次有給休暇の取扱いについて、令和 2 年 3 月 1 8 日（元高教福第 1 7 8 0 号） 「公立学校臨時的任用教職員取扱要綱の一部改正について」で通知があったところです。

そこで、施行日は、令和 2 年 4 月 1 日となっていますが、今春の異動も対象となることを教職員・福利課と確認しましたので、下記のとおり対応するよう学校事務担当者をはじめ、貴校臨時的任用教職員への周知をお願いいたします。

記

令和 2 年 3 月 1 8 日（元高教福第 1 7 8 0 号） 「公立学校臨時的任用教職員取扱要綱の一部改正について」の通知文書より抜粋

第 8 服 務

ウ 年度末における残日数の翌年度への繰り越し

年度末において休暇に残余日数があり、任用期間終了時から次の任用までの期間が 2 週間以内である場合は、2 0 日を限度として翌年度に繰り越すことができる。

*転入の場合

1. 臨時的任用教職員が元年度末まで在籍していた学校から、年次有給休暇承施行日は、令和 2 年 4 月 1 日となっていますが、今春の異動も対象となることを教職員・福利課と確認しましたので、下記のとおり対応をお願いします。

事務の流れ

1. 認簿の写し（学校長の原本証明入り）を郵送してもらう。
2. 4 月から使用する年次有給休暇承認簿に、取得可能な日数を記載する。

例) 4～9月までの辞令が出ていて、繰越日数が5日ある場合

$$1. 6 \times 6 \text{ヶ月} = 9.6 \text{日} \Rightarrow 10 \text{日} (1 \text{未満は数切り上げ}) \\ 10 \text{日} + 5 \text{日} (\text{繰越日数}) = 15 \text{日} (\text{取得可能日数})$$

*転出の場合

1. 転出先校より、年次有給休暇承認簿の写しがほしい旨の依頼があれば、学校長の原本証明をして、郵送する。(依頼先がFAX可であれば、FAXする)

【問い合わせ】

四万十町教育委員会事務局 学校教育課
学校事務担当

0880-22-2594

元高教福第 1780 号
令和 2 年 3 月 1 8 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

公立学校臨時的任用教職員取扱要綱の一部改正について（通知）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行による会計年度任用職員制度の導入に伴い、同法の趣旨を踏まえ、改正法が施行される令和 2 年 4 月以降の臨時的任用教職員の勤務条件等及びその運用等を規定するため「公立学校臨時的任用教職員取扱要綱」を下記 1 のとおり改正しましたので通知します。

つきましては、管内学校長に周知するとともに、適切な取扱いをしていただきますようお願いいたします。

記

- 1 公立学校臨時的任用教職員取扱要綱
別添のとおり
- 2 施行日
令和 2 年 4 月 1 日